

～創業の心構えから創業計画の作成実務を学ぶ～

起業家養成セミナー【創業塾】

公益財団法人やまなし産業支援機構では、創業を考えている方や創業後間もない方、第二創業を予定している方等を対象に、創業の心得から創業計画作成実務を学べる**起業家養成セミナー【創業塾】**を開催します。

セミナー前後には、専門家による個別相談も承りますので、ぜひお申込みください。

日 時：【全4回】

講座1 令和3年10月24日(日) 13時～16時

講座2 令和3年10月31日(日) 13時～16時

講座3 令和3年11月7日(日) 13時～16時

講座4 令和3年11月14日(日) 9時～16時

※カリキュラムは裏面をご覧ください。

講 師： 富士経営研究所 代表 中小企業診断士 藤嶋 文典 氏

西島経営よろず相談所 所長 中小企業診断士 西島 茂徳 氏

場 所： アイメッセ山梨

参加費： 2,000円

募集期限： 令和3年9月30日(木)まで

定 員： 30名(定員になり次第締め切ります。)

申 込： 裏面の申込書に必要事項を記入のうえEメール(sinjigyo@yiso.or.jp)またはFAX(055-243-1885)でお送りください。

当機構HP



※当機構HP(<http://www.yiso.or.jp>)の「トピックス→起業家養成セミナー(創業塾)の開催について」からも申込書をダウンロードできます。

💡 起業家養成セミナー受講のメリット

当セミナーは、県内の市町村策定の「創業支援事業計画」において、【特定創業支援事業】に定められているため、修了者は次の支援を受けることができます。

1 法人設立時の登記に関わる登録免許税の軽減

- ・株式会社又は合同会社は、0.35%に軽減(通常は0.7%)

2 「創業関連保証(信用保証協会)」の保証枠の特例

- ・創業6か月前から利用可能(通常は創業2か月前から)

3 「創業融資制度(日本政策金融公庫)」の自己資金要件撤廃

- ・制度利用要件の一つである自己資金要件が撤廃。
(通常は創業資金総額の10分の1以上の自己資金が必要)

主催 公益財団法人やまなし産業支援機構

後援 山梨県、甲府市、山梨県商工会連合会

協賛 株式会社 山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、都留信用組合
日本政策金融公庫甲府支店、山梨県信用保証協会

お問い合わせ：(公財)やまなし産業支援機構 新産業創造部 新事業創造課 小池

Tel: 055-243-1888 FAX: 055-243-1885 Eメール: j-koike@yiso.or.jp